

国土交通大臣 殿

氏名又は名称 嘉麻市地域公共交通会議  
住 所 福岡県岩崎1180番地1  
代表者氏名 会長 井上 信昭

地域内フィーダー系統確保維持計画変更届出書

令和4年9月28日付け国総地第46号で国土交通大臣より認定された地域内フィーダー系統確保維持計画を以下のとおり変更するので、関係書類を添えて届出します。

- 変更日  
令和5年4月1日
- 変更箇所
  - ・ 系統及び系統キロ程
  - ・ 新規バス停追加
  - ・ 計画運行日数及び回数
- 変更理由
  - ① 市内循環線
    - ・ 通学の時間帯に市内 JR 駅を通る系統を新設するため。
    - ・ 利用者が少ない夜間の一部区間の運行を取り止めるため。

※本届出書に、変更する事項を全て記した生活交通確保維持改善計画を添付すること。  
※「変更理由」は、具体的に記述すること。

令和4年6月16日

（名称）嘉麻市地域公共交通会議

生活交通確保維持改善計画の名称
嘉麻市地域内フィーダー系統確保維持計画
<b>1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性</b>
<p>嘉麻市においては、平成29年7月に嘉麻市地域公共交通網形成計画を策定しており、網形成計画に定める実施事業において、利便性の高い交通環境を構築するため、市バスの全体的な路線見直しに加えて新たな路線として、令和元年に市内外を結ぶ公共交通路線を確保するため、稲築地域から桂川方面への公共交通路線（稲築桂川線）及び、令和2年に山田地域から稲築地域への公共路線（市内循環線（東回り 山田方面））の構築を図った。</p> <p>以前は飯塚市に連絡するバス路線である、西鉄バス上山田線、飯塚～大隈線、碓井・大分坑線を軸に、市内の4つの地域（山田地域・稲築地域・碓井地域・嘉穂地域）をコミュニティバスや福祉バス等で構成する公共交通網を形成していたが、令和2年から福祉バスを市バスに統合し、稲築桂川線、市内循環線（東回り 山田方面）を含む10路線で公共交通網を形成している。</p> <p>市内にはJR後藤寺線の下鴨生駅が立地し、飯塚市及び田川市方面へのアクセス性を有するが、福岡市や北九州市方面等の広域的なアクセスにおいては、隣接する桂川町に立地するJR 福北ゆたか線の桂川駅への移動のニーズが高い。また、嘉麻市では、令和2年3月から稲築地域の市役所新庁舎が供用開始となり、市内各地域や市外から稲築地域への移動ニーズが高まっている。</p> <p>稲築桂川線については、発着点を桂川駅・下鴨生駅とし、福岡市・北九州市への広域的なアクセス性を確保するとともに、沿線には稲築志耕館高校、嘉穂総合高校の2校が立地しているため、市内外から両校へのアクセス性を確保している。このため、嘉麻市地域内フィーダー系統確保維持計画によって、稲築桂川線を維持することで、住民の生活交通手段を存続させ続ける必要がある。</p> <p>市内循環線（東回り 山田方面）については、山田地域では以前から住民の生活を支えていたスーパーの閉店が続き、現在では1店のみとなっている。また、日常生活に欠かすことができないホームセンターも地域内にないため、山田地域から稲築地域の商業集積地への移動のニーズが非常に高まっている。</p> <p>また、早朝のダイヤを見直したことで市内高等学校へ通学で利用する学生からのニーズも非常に高い状態である。そのため、山田地域と市役所新庁舎等をつなぎ、買い物や通学等の利用を加味した山田地域から稲築地域へのアクセス性を確保するため、嘉麻市地域内フィーダー系統確保維持計画による市内循環線（東回り 山田方面）を維持し、住民の生活交通手段を存続させ続ける必要がある。</p>

## 2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

### (1) 事業の目標

稲築桂川線及び市内循環線の収支率を 20%以上とする。

(嘉麻市地域公共交通網形成計画 P88 参照)

令和 5 年度 20%

令和 6 年度 20%

令和 7 年度 20%

### (2) 事業の効果

稲築桂川線を運行することにより、稲築地域から桂川駅・下鴨生駅への移動手段が確保されるとともに、稲築志耕館高校、嘉穂総合高校への通学に必要な移動手段を維持することができる。

また、市内循環線(東回り 山田方面)を運行することにより、山田地域から稲築地域の買い物や通学等の生活に必要な移動手段を維持することができる。

さらには、市内のコミュニティバス路線網を維持し幹線・支線が連携することにより、更なる効率的な運行体系の確保が可能となる。

## 3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

- ・官民一体となった、わかりやすい情報の提供(公共交通マップの配布等)(嘉麻市、交通事業者、嘉麻市観光まちづくり協会)
- ・市バスラッピングや広告等による収入の確保(嘉麻市、交通事業者、関係企業)
- ・地元商店等と公共交通の連携による商業の活性化及び市バス利用者の増進(嘉麻市、商工会議所、商工会)
- ・高齢者・運転免許自主返納者等に対する公共交通利用促進策の検討(嘉麻市、交通事業者、地域住民)

(嘉麻市地域公共交通網形成計画 P68~69 参照)

## 4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表 1」を添付

稲築桂川線及び市内循環線(東回り 山田方面)については、概ね既存交通手段がない地域を運行し、地域間幹線交通である西鉄バス路線や JR と結節し、乗継等を考慮したダイヤ設定等整合を図っており、どちらも令和元年 8 月に開催した嘉麻市バス運行業務委託業者選定委員会にて業者が決定した。(詳細は別添「系統図」、「接続要件」、「時刻表」のとおり)

<p>5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の負担者</p>
<p>地域公共交通確保維持事業によって運行の維持を図る当該路線においては、運行経費の全額を嘉麻市が負担し、運行収入及び国庫補助金を嘉麻市にて受け入れを行うこととしている。</p>
<p>6. 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者の名称</p>
<p>①地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金 嘉麻市地域公共交通会議</p> <p>②公有民営方式車両購入費国庫補助金 嘉麻市</p>
<p>7. 補助を受けようとする手続きに係る利用状況等の継続的な測定方法 <b>【活性化法定協議会を補助対象事業者とする場合のみ】</b></p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者数や収支について評価を実施</li> <li>・OD調査</li> <li>・利用者アンケート（バス車内アンケート）</li> </ul>
<p>8. 別表1の補助対象事業の基準ニただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要 <b>【地域間幹線系統のみ】</b></p>
<p>該当なし</p>
<p>9. 別表1の補助対象事業の基準ハに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」認めた市町村の一覧 <b>【地域間幹線系統のみ】</b></p>
<p>該当なし</p>
<p>10. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項 <b>【地域間幹線系統のみ】</b></p>
<p>該当なし</p>
<p>11. 外客来訪促進計画との整合性 <b>【外客来訪促進計画が策定されている場合のみ】</b></p>
<p>該当なし</p>

<p>12. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要  <b>【地域内フィーダー系統のみ】</b></p>
<p>別添の表5のとおり。</p>
<p>13. 車両の取得に係る目的・必要性  <b>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b></p>
<p>補助対象系統においては、市内循環線（東回り）は3台の車両で、稲築桂川線は3台の車両で運行しているが、当該車両は老朽化が著しく、走行中の異音の発生や頻繁に生じる故障等により利用者や運行する乗務員に不安や不満が生じており、安心・安全な移動手段としての運行に支障が生じている。</p> <p>また、当該車両は車いす対応車両ではないため、車いす利用者の利用が困難な状況となっており、故障等にかかる費用の削減及び、利用者を安全に輸送し、全ての利用者が利用しやすい公共交通の提供のため、令和5年度に市内循環線を運行する2台の車両更新を行う。</p> <p>※令和6年度以降にも順次老朽化した車両については更新を予定している。</p>
<p>14. 車両の取得に係る定量的な目標・効果  <b>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b></p>
<p>(1) 事業の目標</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者数2%増  (令和2年10月～令和3年9月利用者数：14,489人) ⇒14,779人</li> <li>・車両更新に伴う嘉麻市バス利用者満足度80%以上</li> </ul>
<p>(2) 事業の効果</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・車いす固定装置や車いす用スロープ等の装備により高齢者をはじめとする全ての利用者に利用しやすい公共交通を提供することができ利用促進に繋がる。</li> <li>・新規車両への更新を行うことにより、燃費が向上し、燃料高騰による運行経費の増え幅を抑えることができる。</li> <li>・現在発生している老朽化が起因の故障等による修繕の費用を抑えることができ、運行経費が削減される。</li> </ul>
<p>15. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の負担者 <b>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b></p>
<p>地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表8」を添付車両購入費から国庫補助金を差し引いた額を嘉麻市が負担する。</p>

16. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策）

**【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】**

①車両の代替による費用削減等の内容

車両更新に伴い、修繕に係る経費の削減が見込まれる。

削減見込み額：年間 1,500,000 円

（※令和3年4月～令和4年3月の期間にかかった修繕費：1,848,856 円）

②代替車両を活用した利用促進策

- ・新規車両のPRにおける、新規公共交通利用者の開拓
- ・利用者ニーズに沿った運行ルート・ダイヤの見直し
- ・該当路線での乗り込み調査等の意見収集

17. 貨客混載の導入に係る目的・必要性

**【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】**

該当なし

18. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果

**【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】**

（1）事業の目標

該当なし

（2）事業の効果

該当なし

19. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額 **【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】**

該当なし

20. 協議会の開催状況と主な議論

- ・平成30年5月28日（第1回）  
（議題）個別路線（稲築桂川線）について協議、了承フィーダー系統確保維持計画について協議、了承
- ・平成30年8月9日（第2回）  
（議題）西鉄バス「碓井・大分坑線」一部区間廃止への対応等協議
- ・平成30年9月25日（第3回）  
（議題）稲築桂川線における道路輸送法第4条許認可申請協議、了承
- ・平成31年1月22日（第4回）  
（議題）市バス全体見直し路線（幹線路線図（案））等協議、了承
- ・平成31年2月19日（第5回）  
（議題）市バス全体見直し路線（幹線・枝線路線（案））等協議、了承

- ・平成31年3月29日（第6回）  
 （議題）市バス全体見直し路線（幹線・枝線路線資料）（市内循環線（東回り：山田経由）含む）について協議
- ・平成31年4月26日（第1回）  
 （議題）市バス全体見直し路線（幹線・枝線路線資料）（市内循環線（東回り：山田経由）含む）について協議、了承
- ・令和元年5月30日（第2回）  
 （議題）市バス幹線路線バス停及びダイヤ運行（案）（市内循環線（東回り：山田経由）を含む）について協議、了承  
 フィーダー系統確保維持計画について協議、承認
- ・令和元年6月28日（第3回）  
 （議題）市バス見直し路線（枝線バス停・運行ダイヤ（案）及びデマンド型運行）について協議、了承  
 福祉バスの市バス統合及び持続性のある高校通学を考慮した市バス運賃の考え方について協議、了承
- ・令和元年7月31日（第4回）  
 （議題）福祉バスの市バス統合及び持続性のある公共交通を考慮した市バス運賃の考え方について協議、了承  
 稲築南線路線変更及び停留所の設置について協議、承認  
 市バス熊ヶ畑桂川線、カッホー馬古屏・坂谷線の路線変更について協議・承認
- ・令和元年10月18日（第5回）  
 （議題）嘉麻市バス定期券・回数券について協議・承認  
 嘉麻市バス「稲築桂川線」の運行車両の追加について協議・承認
- ・令和元年11月15日（第6回）  
 （議題）嘉穂西線路線変更及び停留所の設置について協議・承認
- ・令和2年1月22日（第7回）  
 （議題）地域公共交通確保維持改善事業・事業評価について協議・承認  
 嘉麻市バス運行業務委託に係るプロポーザルの結果及び契約状況について協議・承認
- ・令和2年6月23日（第1回） 書面開催  
 （議題）令和3年度フィーダー系統確保維持計画について協議・承認
- ・令和2年7月31日（第2回） 書面開催  
 （議題）稲築庁舎除却に伴うバス路線の経路変更について  
 一般旅客自動車運送事業の事業計画変更認可申請書協議・承認
- ・令和2年10月30日（第3回） 書面開催  
 （議題）嘉麻市バスの運行状況について  
 デマンド運行型バス乗継ポイント等報告
- ・令和2年11月19日（第4回）  
 （議題）嘉麻市公共交通改善の方向性について協議・承認
- ・令和2年12月25日（第5回）  
 （議題）嘉麻市バス路線、時刻等の変更（案）について協議・承認
- ・令和2年2月12日（第6回）  
 （議題）柿ノ木橋架替え工事に伴うバス路線の経路変更について報告  
 嘉麻市バス路線（案）修正点について  
 嘉麻市バス嘉穂地区枝線の変更について（案）協議・承認
- ・令和3年2月24日（第7回） 書面開催  
 （議題）新嘉穂支所運用開始に伴う市バスの乗入れについて協議・承認
- ・令和3年3月28日（第8回） 書面開催  
 （議題）令和3年度嘉麻市バス新規路線及び時刻表の決定について報告

令和3年4月からの嘉麻市バス路線及びダイヤ等の変更に伴う、地域内フィーダー系統確保維持計画変更について協議・承認

・令和3年7月16日（第1回）

（議題）公共交通に関する報告事項

嘉麻市地域公共交通網形成計画の計画期間延長について協議・承認

嘉麻市バスの運行計画の変更について協議・承認

令和4年度地域内フィーダー系統確保維持計画認定申請について協議・承認

・令和3年9月6日（第2回） 書面開催

（議題）公共交通に関する報告事項

嘉麻市バス運行計画の変更について協議・承認

嘉麻市地域公共交通網形成計画の期間延長に伴う修正について協議

・令和4年1月24日（第3回） 書面開催

（議題）公共交通に関する報告事項について

嘉麻市地域公共交通網形成計画の期間延長に伴う計画（改訂版）の作成について協議・承認

令和3年度地域公共交通確保維持改善事業・事業評価について協議・承認

嘉麻市バスの運行計画の変更について協議・承認

・令和4年2月22日（第4回） 書面開催

（議題）嘉麻市バスの運行計画の変更について協議・承認

嘉麻市バス運行計画の変更に伴う地域内フィーダー系統確保維持計画の変更について

・令和4年5月30日（第1回）

（議題）嘉麻市地域公共交通会議事務処理運用要綱について協議・承認

令和4年度嘉麻市地域公共交通会議予算案について協議・承認

嘉麻市地域公共交通計画の策定について協議・承認

令和5年度地域内フィーダー系統確保維持計画認定申請書について協議・承認

・令和4年8月30日（第2回）

（議題）バス停の新設について協議・承認

嘉麻市地域公共交通計画の策定について継続協議

・令和4年9月13日（第3回） 書面開催

（議題）道路工事の実施に伴う市バス迂回運行の実施について協議・承認

・令和4年11月28日（第4回）

（議題）嘉麻市バスフリー乗車券の設定について協議・承認

嘉麻市地域公共交通計画の策定について継続協議

・令和4年12月21日（第5回） 書面開催

（議題）人権啓発センターあかつきの施設改修工事に伴う市バス迂回運行の実施について協議・承認

・令和5年1月23日（第6回）

（議題）令和4年度地域公共交通確保維持改善事業（フィーダー補助・計画策定事業）に関する一次評価について協議・承認

嘉麻市地域公共交通計画の策定について協議・承認

・令和5年2月14日（第7回） 書面開催

（議題）令和5年度嘉麻市バス運行計画の変更について協議・承認

・令和5年3月 日（第8回） 書面開催

（議題）令和5年度地域公共交通確保維持改善事業費補助金に係る生活交通確保維持改善計画（地域内フィーダー系統確保維持計画）の変更について

## 21. 利用者等の意見の反映状況

市のホームページ及び広報紙、各庁舎の情報コーナーにて嘉麻市地域公共交通計画（案）に関する意見を募集した。嘉麻市地域公共交通網形成計画策定時に住民や高校生を対象にアンケート調査を実施した。かねてより、稲築地域から桂川駅への路線の設置、山田地域から稲築地域に立地しているスーパー等への路線の設置を求める声が強くなり、同路線を新設する計画とした。今後も利用者数、利用者アンケート結果及び利用者からの意見の電話等の内容を協議し、継続して路線、ダイヤ等への反映を検討する。

## 22. 協議会メンバーの構成員

- (1) 嘉麻市副市長
- (2) 一般旅客自動車運送事業者及びその組織する団体等が推薦する者  
（西鉄バス筑豊㈱、福岡県筑豊地区タクシー協会、福岡県バス協会）
- (3) 関係機関の職員  
（国土交通省九州運輸局福岡運輸支局、福岡県交通運輸産業労働組合協議会、福岡県飯塚県土整備事務所、福岡県嘉麻警察署交通課）
- (4) 市で組織された団体の代表者又はその団体が推薦する者  
（各地区行政区長会推薦者）
- (5) 学識経験者
- (6) 市民からの公募による者
- (7) その他市長が必要と認める者  
（嘉麻市観光まちづくり協会、嘉麻市教育委員会）

### 【本計画に関する担当者・連絡先】

（住 所）福岡県嘉麻市岩崎 1180 番地 1

（所 属）嘉麻市 交通政策課

（氏 名）竹原 優

（電 話）0948-42-7404

（e-mail）kotsu@city.kama.lg.jp

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

令和5年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画運 行日数	計画 運行 回数	利便 増進 特例 措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7及び別表9)			
			起点	経由地	終点					運行態様の別	基準ハで 該当する 要件	補助対象地域間幹線系統 等と接続の確保	基準ホで該当 する要件 (別表7のみ)
嘉麻市	(有)嘉穂観光	(1) 稲築桂川線(市役所・稲築病院経由)	下鴨生駅	嘉麻市役所	桂川駅	往 13.3km 復 13.3km	359日	3,051.5回		路線定期	②(1)	西鉄バス榊の飯塚大隈線と嘉麻市役所にて接続	③
	(有)嘉穂観光	(2) 稲築桂川線(東岩崎・嘉穂総合高校経由)	下鴨生駅	東岩崎	桂川駅	往 14.7km 復 14.7km	359日	359.0回		路線定期	②(1)	西鉄バス榊の上山田線と枝坂にて接続。また、JR九州の下鴨生駅及び桂川駅にて接続	③
	(有)嘉穂観光	(3) 稲築桂川線(なつきが丘・嘉麻市役所・稲築病院経由)	下鴨生駅	なつきが丘	桂川駅	往 13.7km 復 13.7km	359日	359.0回		路線定期	②(1)	西鉄バス榊の飯塚大隈線と嘉麻市役所にて接続。また、JR九州の下鴨生駅及び桂川駅にて接続	③
	(有)嘉穂観光	(4) 稲築桂川線(嘉麻市役所経由)	下鴨生駅	嘉麻市役所	桂川駅	往 11.8km 復 11.8km	359日	359.0回		路線定期	②(1)	西鉄バス榊の飯塚大隈線と嘉麻市役所にて接続。また、JR九州の下鴨生駅及び桂川駅にて接続	③
	ひまわり観光(株)	(5) 市内循環線 東回り 山田方面	稲築病院	生涯学習館	総合バスステーション	往 20.km 復 20.km	359日	1,974.5回		路線定期	②(1)	西鉄バス榊の飯塚大隈線と嘉麻市役所にて接続	③
	ひまわり観光(株)	(6) 市内循環線 東回り 山田方面	稲築病院	稲築交番・嘉麻市役所	生涯学習館	往 12.4km 復 12.4km	176日	88.0回		路線定期	②(1)	西鉄バス榊の飯塚大隈線と嘉麻市役所にて接続	③
	ひまわり観光(株)	(7) 市内循環線 東回り 山田方面	嘉麻市役所	生涯学習館・稲築交番	総合バスステーション	往 17.8km 復 17.8km	359日	179.5回		路線定期	②(1)	西鉄バス榊の飯塚大隈線と嘉麻市役所にて接続	③
	(有)嘉穂観光	(8) 稲築桂川線(なつきが丘・市役所経由)	下鴨生駅	なつきが丘・大藪・岩崎	桂川駅	往 12.2km 復 12.2km	359日	179.5回		路線定期	②(1)	西鉄バス榊の飯塚大隈線と嘉麻市役所にて接続。また、JR九州の下鴨生駅及び桂川駅にて接続	③
	(有)嘉穂観光	(9) 稲築桂川線(山野社宅～稲築病院)	山野社宅	なつきの湯・嘉麻市役所(本庁舎前)	稲築病院	往 5.2km 復 5.2km	293日	293.0回		路線定期	②(1)	西鉄バス榊の飯塚大隈線と嘉麻市役所にて接続	③
	ひまわり観光(株)	(10) 市内循環線 東回り 山田方面	稲築病院	下鴨生駅	生涯学習館	往 14.6km 復 14.6km	183日	91.5回		路線定期	②(1)	西鉄バス榊の飯塚大隈線と嘉麻市役所にて接続。また、JR九州の下鴨生駅にて接続	③

(注)

1. 区域運行及び乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
2. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
3. 「利便増進特例措置」については、地域公共交通利便増進計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載すること。
4. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
5. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
6. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
7. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。